新型コロナウイルス感染症(災害事態宣言下での一時的例外措置の更新に関する8月31 日付大統領令)

8月31日、災害事態宣言下での一時的例外措置の更新を定めた同日付大統領令第20 7/21号が官報に公示されたところ、概要以下のとおり。なお、変更箇所は下線のとおり。

- ●本大統領令の各措置は、9月1日から9月30日まで適用(第3条)。
- ●国境封鎖を維持(第7条)。
- ●ルアンダ州の封鎖は2021年9月1日0時から解除(第40条)。

(国際的な往来・出入国時の規制)

- ●国際線及び国内線の定期航空便の運航は引き続き認められるも、必要最小限の便数に限る(第11条)。
- ●労働査証を所持する外国人の再入国及び短期滞在査証を所持する者の入国が認められる (第7条)。
- ●渡航の72時間前以内に実施するRT-PCR検査の陰性証明及び渡航フォームの登録が出入国の条件。国外からの渡航者の当地到着後の空港における簡易抗原検査義務。右検査の結果、陽性者は政府指定施設に隔離(第7条、11条)。
- ●封鎖対象地からの移動の際は、事前のコロナ検査の受検が条件(第8条)。
- ●国内線の搭乗の際には、渡航の72時間前以内に実施する抗体検査の陰性証明の提示を 義務(第11条)
- ●入国するアンゴラ人、外国人居住者等への7日間の自宅検疫義務(第12条)。
- ●自宅検疫開始7日間経過後の抗原検査の陰性結果を当局が確認後に検疫解除(第12条)。
- ●コロナワクチン接種完了証明書所持者で空港到着後の検査で陰性結果の者は、7日間の 自宅検疫が免除される (第13条)(注:政府発表によれば、ワクチン接種済みの外国人渡 航者も自宅検疫免除の対象となり、ワクチン未接種者及びワクチン2回目については、引き 続き入国後7日間の自宅検疫が義務づけられる)。

(その他)

- 0 時から 5 時までの外出自粛を推奨 (第 5 条)。
- ●保健、教育、国防、治安分野の従事者のワクチン接種を推奨 (第6条)。
- ●無症候患者は自宅隔離。検査で陰性結果を確認後、自宅隔離が解除(第14条)。
- ●行政サービスは8時~15時。民間セクターの活動時間は6時~17時(第17条)。
- ●労働力上限を75%とする(第17条)。
- ●公立及び私立の教育機関での対面の授業を維持(第18条)。
- ●連盟公認競技大会の実施の許可を継続し、最大収容人数の25%までの観客の動員を許可する(第20条)。
- ●屋外個人スポーツ・レジャーは、5時~20時まで実施可能。屋内ジムの営業も認める(第

21条)。

- ●スーパー等商業施設の営業時間は、7時から20時まで(第22条)。
- ●レストラン等の営業時間は、6時~22時まで。収容人数は50%まで(第23条)。
- ●閉鎖空間における活動及び集会は、最大収容人数の50%までとし、500人を超えてはならない(第25条)。
- ●博物館、劇場、文化イベント等は50%を上限。映画館は22時まで。ナイトクラブは閉鎖を継続。カジノ及びゲームセンターは22時まで。ダンスを伴わない音楽のショーは22時まで(第26条)。
- ●自宅における集いは15人まで。自宅外での娯楽要素の強い集まりは禁止。公共の場での 10人を超える集会の禁止(第28条、第29条)。
- ●感染状況に応じ、9月15日以降のビーチ、公共プール等の利用を認める。マリーンクラブ及びプレジャー・ボートの利用を許可(第34条)。
- ●ブラジル及びインドからのあらゆる手段による入国の一時停止を維持。ブラジルないしインドを経由する者についても入国の一時停止の対象となる。但し、いずれかの国から渡航するアンゴラ人及び外国人居住者は適用外とし、政府指定施設での経過観察を義務付ける(第41条)。